

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第180号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月5日 22時30分ごろ	
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港東方沖 枕崎港東防波堤灯台から真方位099° 2.3海里付近 (概位 北緯31°15.0′ 東経130°20.2′)	
事故等調査の経過	平成22年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十一 <sup>たけよし</sup> 竹吉丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-966（漁船登録番号）、有限会社吉武水産	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷、プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、枕崎港から漁場に向けて約4～5ノットの速力で自動操舵により航行中、船長が居眠りに陥り、平成22年10月5日22時30分ごろ、枕崎港東方沖の岩場に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁後、僚船にえい航されて枕崎港に引き返した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	船長は、本事故発生当日早朝、枕崎港に入港後、所用のために鹿児島県阿久根市まで往復し、1時間ほど仮眠をとって同港を出港した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、枕崎港東方沖を自動操舵により航行中、船長が、睡眠不足と疲労が重なり、居眠りに陥ったため、同港東方沖の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、枕崎港東方沖を自動操舵により航行中、船長が居眠りに陥ったため、枕崎港東方沖の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	